

【イギリス】2018年データ保護法の成立

海外立法情報課 芦田 淳

* 2018年5月25日からEU一般データ保護規則(GDPR)の適用が開始されることを踏まえ、5月23日、イギリスでは、1998年データ保護法に代わる法律として、より厳格な2018年データ保護法が制定された。なお、イギリスのEU脱退後、GDPRは国内法化される。

1 経緯と今後の措置

イギリスでは従来、1995年のEUデータ保護指令¹を受けて制定された1998年データ保護法²(1998年法律第29号。以下「1998年法」)が、個人データ等の定義、データ保護の原則、データ主体(個人データの主体である個人)の権利、データ保護法を監督する独立機関等について定めてきた。

今回、2016年4月に制定されたEU一般データ保護規則(GDPR)³が2018年5月25日から適用されるのに伴い、より厳格なデータ保護を目指して、新法が制定された。議会での法案審議は2017年9月から開始され、両院での可決を経て、2018年5月23日、2018年データ保護法⁴(2018年法律第12号。以下「2018年法」)として成立した。

なお、イギリスは、2018年法制定の時点では、EU加盟国としてGDPR適用の義務を負う。これに対して、2019年3月に予定されるイギリスのEU脱退後においては、EU脱退法(European Union (Withdrawal) Act 2018)⁵に基づき、GDPRがイギリスの国内法に編入される⁶。

2 2018年法の概要

2018年法は、全7部215か条、附則20編から成る。

第1部「序則」は、2018年法の全体構成、同法で使用される用語の定義のほか、個人データ処理の大部分がGDPRの対象となると定めている。第2部「一般的な処理」は、GDPRを補完する規定を設けるとともに、一部のデータ処理(例えば、国家安全保障や国防を目的とするデータ処理)に対してGDPRの適用除外規定を設けている。

第3部「法執行機関による処理(Law Enforcement Processing)」及び第4部「情報機関による処理」は、GDPRの適用対象外である、警察等の法執行機関によるデータ処理と、情報機関

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018年7月13日である。

¹ Directive 95/46/EC, OJ L 281, 1995.11.23, pp.31-50. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:31995L0046&from=en>>

² Data Protection Act 1998 c.29. <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1998/29/contents>> 同法に関しては、岡田安功「イギリスの1998年データ保護法」『クレジット研究』21号,1999.2, pp.156-172; 北原宗律「イギリス・データ保護法におけるデータ保護原則」『経済科学研究(広島修道大学学術交流センター)』18号,2006.9, pp.83-93; 斎藤憲司「海外法律情報 イギリス—1998年データ保護法」『ジュリスト』1141号,1998.9.15, p.167を参照。なお、同法は、全6部95か条(制定時は全6部75か条)、附則16編から成る法律であった。

³ 同規則に関しては、島村智子「立法情報【EU】一般データ保護規則(GDPR)の適用開始」『外国の立法』No.276-1, 2018.7, pp.2-5. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11117153_po_02760101.pdf?contentNo=1>を参照。

⁴ Data Protection Act 2018 c.12. <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2018/12/contents>>

⁵ European Union (Withdrawal) Act 2018 c.16. <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2018/16/contents>>

⁶ Explanatory Notes, Data Protection Act 2018, p.8. <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2018/12/pdfs/ukpgaen_20180012_en.pdf>

によるデータ処理について、それぞれ規制している。

第5部「情報コミッショナー (Information Commissioner)」は、1998年法で設置されたデータ保護コミッショナーに代わり、GDPRの適用等に関する監督機関として、情報コミッショナーを設置している。同コミッショナーは、国王によって任命される独任制の機関である。また、データ保護実施のための手引である各種「実務規範 (codes of practice)」を国務大臣に提出するほか、職務の実施に関する年次報告書を議会に提出することが義務付けられている。

第6部「強制措置」は、情報コミッショナーに対する必要な権限の付与を始め、2018年法等の施行に関する規定、第7部「補足及び最終規定」は、王室及び議会に対する2018年法の適用に関する規定を含む補足的な規定である。

3 GDPR 適用対象外のデータ処理に関する措置

2018年法は、GDPRの適用対象外である法執行機関によるデータ処理に対して、次のような規定を設けている。なお、このうち、データ主体の権利に関しては、情報機関によるデータ処理に対しても個別の規定が設けられている(第92条～第100条)。

(1) データ主体の権利 (第45条～第47条)

データ主体の権利として、データへのアクセス権のほか、データの修正権及び消去権 (right to erasure) が定められている。

アクセス権は、データ主体が自身に関する個人データ処理の有無を確認し、処理が行われている場合には、当該データに加えて、「処理の目的及び法的根拠」を始めとした関連情報の入手を認めるものである。修正権は、データ主体が要求した場合、管理者 (controller)⁷に、当該主体に関する不正確な個人データを遅滞なく修正する義務を課すものである。消去権は、①収集目的の適法性・公正性、②収集目的の限定性、③目的に対する妥当性、④データの正確性・最新性の確保、⑤保有期限の限定、⑥データ保全の確保等のデータ処理に関わる保護原則に抵触する場合、管理者に個人データを遅滞なく消去する義務を課すものである。

(2) データ保護影響評価 (第64条)

データ処理が個人の権利と自由に高いリスクをもたらすおそれがある場合、管理者は、当該処理の前にデータ保護影響評価を行うことが義務付けられている。当該評価の項目は、①予定される処理作業の概要、②データ主体の権利と自由に対するリスクの評価、③当該リスクに対処するために予定される手段、④データ主体及び関係者の権利と正当な利益を考慮して、個人データの保護を保障し、関係規定の遵守を証明するための予防手段、保護手段及び保護対策である。なお、データ処理の類型が個人の権利と自由に、高いリスクをもたらすおそれがあるか否かを決定する際、管理者は、処理の性質、範囲、背景及び目的を考慮しなければならない。

(3) データ保護責任者 (第69条～第71条)

管理者は、裁判所等の司法機関である場合を除いて、データ保護責任者 (data protection officer) を指定しなければならない。当該責任者は、管理者、データ処理者その他の個人データ処理を実施する全ての職員への情報及び助言の提供等の任務を負う。当該責任者の指定に当たり、管理者は、候補者のデータ保護法及び関連実務に関する専門知識と、上記任務の遂行能力を特に考慮に入れることとされている。

⁷ ここでいう管理者とは、単独で又は他者と共同して、個人データ処理の目的及び手段等を決定する権限を持つ当局と定義されている。